

令和元年12月3日
福島県農林水産部
(水産課)

農林水産物（水産物）に係る出荷制限指示の解除について

本日、国の原子力災害対策本部長から福島県知事に対し、福島県沖で漁獲された「びのすがい」、福島県内の阿武隈川（支流を含む。）において採捕された「うぐい」、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）において採捕された「こい（養殖により生産されたものを除く。）」、「ふな（養殖により生産されたものを除く。）」について、出荷制限を解除する内容の指示がありましたのでお知らせします（詳細は別添資料のとおり：概要1～9ページ、指示書10～15ページ）。

(お問い合わせ先)

福島県農林水産部水産課

主 幹 山廻邊 昭文

電 話 024-521-7375

内 線 3262

出荷制限指示解除について

1. びのすがい

(1) 出荷制限指示

ア 出荷制限指示日：平成24年6月22日

イ 制限指示範囲：福島県海域

(2) 解除申請内容

ア 解除申請日：令和元年11月21日

イ 解除海域：福島県海域

ウ 検体数：91検体

(平成29年12月13日から令和元年10月30日に採取)

エ 放射性セシウムの値：全検体で不検出

(3) 出荷制限指示の解除日：令和元年12月3日

(4) 生態

東北地方以北の浅海の砂底に生息する。



(5) 震災前の水揚げ状況

水揚げはほとんどなく、ごく稀に消費される程度。

(6) 漁獲・利用

ホッキガイ漁に混獲される。焼き貝などで食される。

2. うぐい

(1) 出荷制限指示

河川・湖沼	開始時期
真野川（支流を含む。）	平成 23 年 6 月 17 日
秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（支流を含む。ただし、酸川との合流点から上流の部分に限る。）。	平成 24 年 3 月 29 日
阿武隈川（支流を含む。）	平成 24 年 5 月 31 日

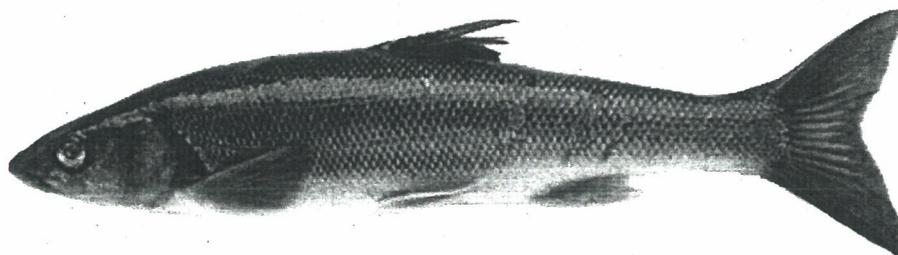
(2) 解除申請内容

- ア 解除申請日：令和元年 1 1 月 2 1 日
- イ 解除範囲：阿武隈川（支流を含む。）
- ウ 検体数：385 検体
（平成 2 5 年 8 月 2 5 日から令和元年 9 月 2 2 日に採取）
- エ 放射性セシウムの平均値：9.5 B q / k g

(3) 出荷制限指示の解除日：令和元年 1 2 月 3 日

(4) 生態

- ア 食性：雑食性（付着藻類、昆虫、小魚、魚卵等）
- イ 生息域：湖、川の上流域から下流域



(5) 県内における利用

- ア 釣りの対象魚種
（県内の 2 4 漁業権漁場における漁業権魚種）
- イ 漁期：通年（1 月 1 日～1 2 月 3 1 日）
- ウ 食材としての利用…素焼き、てんぷら、唐あげ等

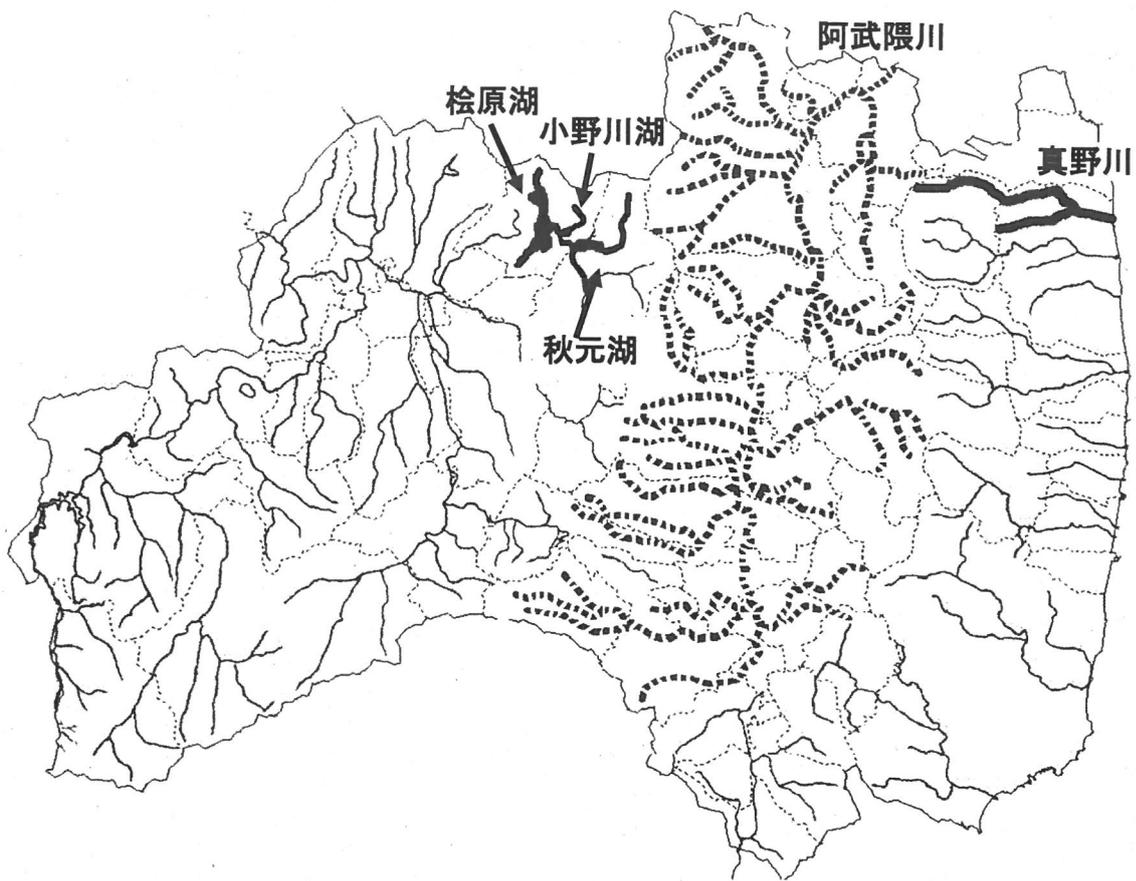


図1 うぐいにおいて出荷制限指示があった河川・湖沼（太い実線）と今回解除される河川（太い点線）

3. こい（養殖により生産されたものを除く。）

(1) 出荷制限指示

河川・湖沼	開始時期
阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）	平成24年4月27日
秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）	

(2) 解除申請内容

ア 解除申請日：令和元年11月21日

イ 解除範囲：阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）

ウ 検体数：62検体

（平成24年5月7日から令和元年9月14日に採取）

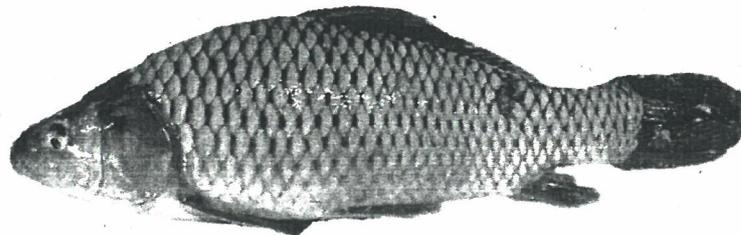
エ 放射性セシウムの平均値：14 Bq/kg

(3) 出荷制限指示の解除日：令和元年12月3日

(4) 生態

ア 食性：雑食性（底生動物が中心）

イ 生息域：湖、大きな川の下流域から汽水域までの流れの緩やかな底層部



(5) 県内における利用

ア 釣りの対象魚種

（県内の19漁業権漁場における漁業権魚種）

イ 漁期：通年（1月1日～12月31日）

ウ 食材としての利用…うま煮や甘露煮、鯉こく等

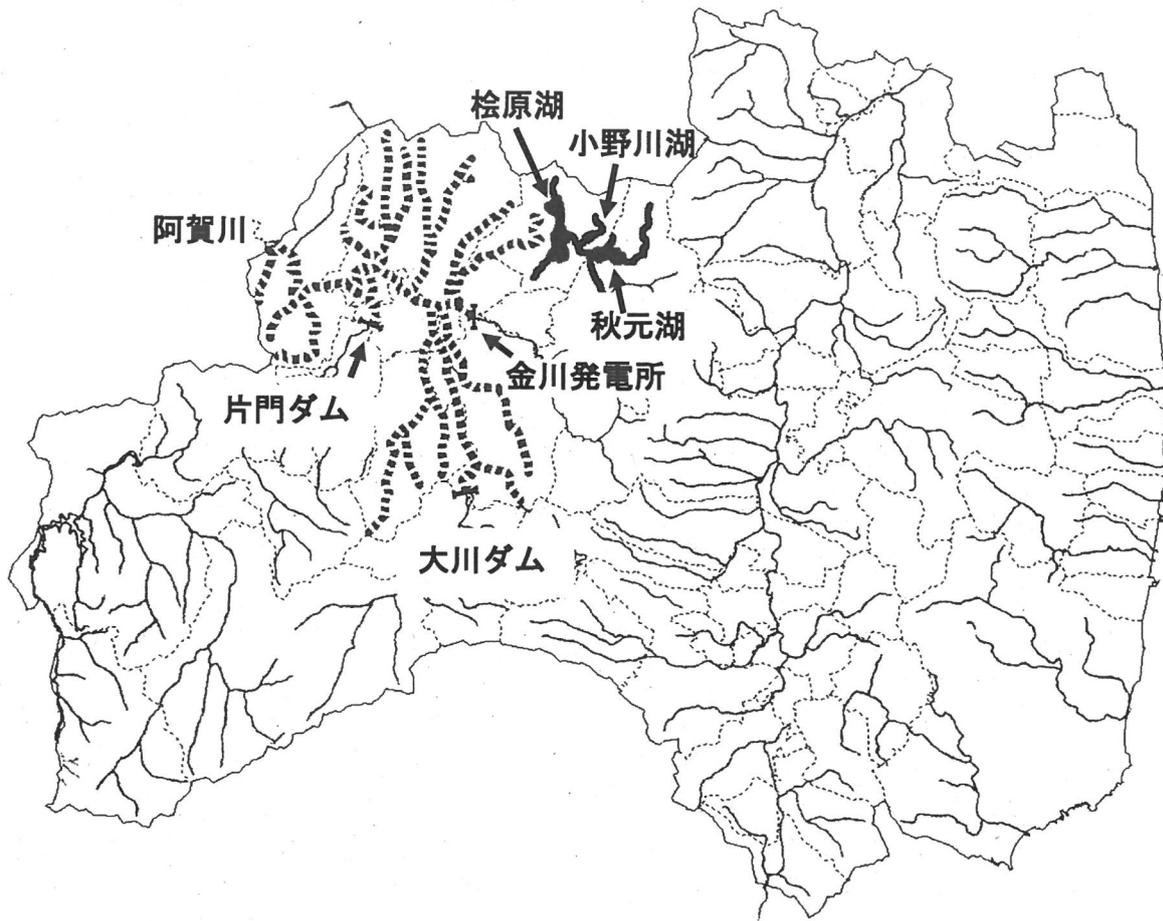


図2 こいにおいて出荷制限指示があった河川・湖沼（太い実線）と今回解除される河川（太い点線）

4. ふな（養殖により生産されたものを除く。）

(1) 出荷制限指示

河川・湖沼	開始時期
真野川（支流を含む。）	平成 24 年 4 月 27 日
阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）	
秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）。	
阿武隈川信夫ダムの下流（支流を含む。）	平成 24 年 5 月 10 日

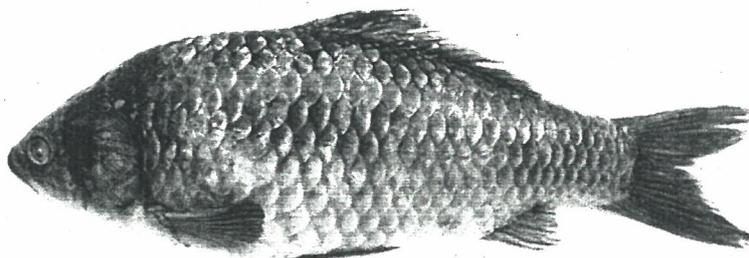
(2) 解除申請内容

- ア 解除申請日：令和元年 11 月 21 日
- イ 解除範囲：阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）
- ウ 検体数：57 検体
（平成 24 年 9 月 4 日から令和元年 9 月 16 日に採取）
- エ 放射性セシウムの平均値：14 Bq/kg

(3) 出荷制限指示の解除日：令和元年 12 月 3 日

(4) 生態

- ア 食性：雑食性（底生動物、藻類、動物プランクトン等）
- イ 生息域：湖、沼地、流れの緩やかな川の下流域



(5) 県内における利用

- ア 釣りの対象魚種
（県内の 15 漁業権漁場における漁業権魚種）
- イ 漁期：通年（1 月 1 日～12 月 31 日）
- ウ 食材としての利用…雀焼き、甘露煮、味噌煮等

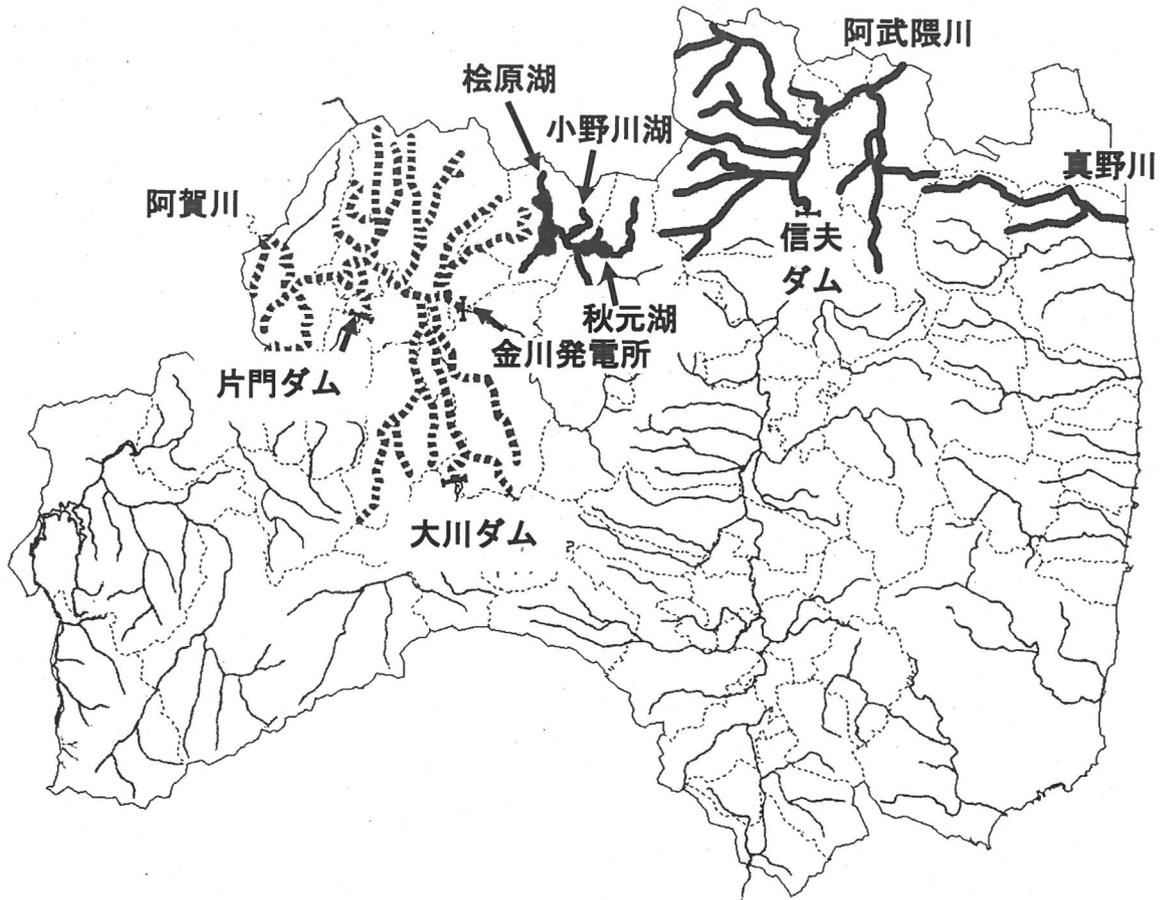


図3 ふなにおいて出荷制限指示があった河川・湖沼（太い実線）と今回解除される河川（太い点線）

海産魚介類に関する出荷制限等の措置一覧

(令和元年12月3日現在)

1. 国から出荷制限の指示がなされている海産魚介類

制限区域等	適用月日	品目
福島県沖で漁獲された 右に挙げる品目	平成31年2月7日	1 コモンカスベ

2. 国から摂取及び出荷制限指示が解除された海産魚介類

解除月日	品目	備考
平成24年6月22日	イカナゴの稚魚 (コウナゴ)	平成23年4月20日付けで摂取及び出荷制限指示があったもの。
平成25年10月9日	アカガレイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成25年12月17日	スケトウダラ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成26年4月16日	マガレイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成26年5月28日	ユメカサゴ	平成26年3月25日付けで出荷制限指示があったもの。
平成26年7月9日	ホウボウ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	キタムラサキウニ サヨリ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。 平成25年2月14日付けで出荷制限指示があったもの。
平成26年10月15日	シヨウサイフグ	平成24年8月23日付けで出荷制限指示があったもの。
平成27年1月14日	マダラ (部分解除※1)	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。 ※解除海域:最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線が東経141度26分の線に交わる点と最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線が東経141度4分の線に交わる点を結んだ線に囲まれた海域
平成27年2月18日	ホシザメ	平成24年7月26日付けで出荷制限指示があったもの。
平成27年2月24日	マダラ (部分解除※2)	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。 ※解除海域:最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線が東経141度26分の線に交わる点と最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線が東経141度4分の線に交わる点を結んだ線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
平成27年4月2日	ムシガレイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	ニベ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成27年6月30日	メイタガレイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成27年12月3日	ケムシカジカ ヒガンフグ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成28年6月9日	ヒラメ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	マアナゴ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成28年7月15日	サブロウ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	ナガツカ	平成24年7月12日付けで出荷制限指示があったもの。
	ホシガレイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	マゴチ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	マツカワ	平成24年7月12日付けで出荷制限指示があったもの。
平成28年8月24日	アイナメ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	アカシタビラメ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	エゾイソアイナメ(ドンコ)	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	コモンカスベ※3 マコガレイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成28年11月14日	ババガレイ(ナメタガレイ)	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成29年1月17日	イシガレイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	クロウシノシタ クロソイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成29年4月27日	イカナゴ(稚魚を除く)	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成29年6月21日	ウスメバル	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	キツネメバル	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成30年4月24日	シロメバル	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	スズキ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
平成31年3月14日	ウミタナゴ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	クロダイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	ヌマガレイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
令和元年8月28日	カサゴ	平成25年8月8日付けで出荷制限指示があったもの。
	サクラマス	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
令和元年12月3日	ムラソイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。
	ビノスガイ	平成24年6月22日付けで出荷制限指示があったもの。

※1、2の部分解除により、マダラの福島県海域の出荷制限は全て解除されました。

※3 平成31年2月7日付けで国から出荷制限指示

内水面の採捕・出荷制限等の措置一覧

(令和元年12月3日現在)

I 河川・湖沼

1 県から採捕の自粛を要請した魚種、河川・湖沼及び関係漁協

魚種	河川・湖沼名	適用月日	関係漁協	備考
モクスガニ	真野川	平成23年6月23日	真野川漁協	支流を含む。

2 国から採取制限の指示のあった魚種、河川・湖沼及び関係漁協

魚種	河川・湖沼名	適用月日	関係漁協	備考
ヤマメ	新田川	平成24年3月29日	新田川・太田川漁協	支流を含む。

3 国から出荷制限の指示のあった魚種、河川・湖沼及び関係漁協

魚種	河川・湖沼名	適用月日	関係漁協	備考
アユ	真野川	平成23年6月27日	真野川漁協	支流を含む。
	新田川	平成23年6月27日	新田川・太田川漁協	支流を含む。
イワナ	阿武隈川	平成24年4月5日	阿武隈川漁協	支流を含む。
	檜原湖 小野川湖	平成24年4月24日	檜原漁協	檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)
ウグイ	真野川	平成23年6月17日	真野川漁協	支流を含む。
	秋元湖 小野川湖 檜原湖 長瀬川	平成24年3月29日	檜原漁協 猪苗代・秋元漁協	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。ただし、酸川との合流点から上流の部分に限る。)
ウナギ	阿武隈川	平成24年8月2日	阿武隈川漁協	支流を含む。
コイ	秋元湖 小野川湖 檜原湖 長瀬川	平成24年4月27日	檜原漁協 猪苗代・秋元漁協	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)
	真野川	平成24年4月27日	真野川漁協	支流を含む。
フナ	阿武隈川	平成24年5月10日	阿武隈川漁協	信夫ダムの下流(支流を含む。)
	秋元湖 小野川湖 檜原湖 長瀬川	平成24年4月27日	檜原漁協 猪苗代・秋元漁協	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)
	真野川	平成23年6月17日	真野川漁協	支流を含む。
ヤマメ	新田川	平成24年3月29日	新田川・太田川漁協	支流を含む。
	太田川	平成24年3月29日	新田川・太田川漁協	支流を含む。
	阿武隈川	平成23年6月6日	阿武隈川漁協	支流を含む。
	檜原湖 小野川湖	平成23年6月6日	檜原漁協	檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)
	猪苗代湖	平成24年4月24日	猪苗代・秋元漁協	猪苗代湖及びこれに流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及び酸川との合流点から上流の長瀬川を除く。)
	日橋川	平成24年4月24日	該当漁協なし	日橋川のうち金川発電所の上流(支流を含む。)

4 国からの出荷制限指示の解除があった魚種、河川・湖沼及び関係漁協

魚種	河川・湖沼名	解除月日	関係漁協	備考
アユ	阿武隈川	令和元年8月28日	阿武隈川漁協	信夫ダムの下流(支流を含む。)(平成23年6月27日に国から出荷制限の指示があったもの)
イワナ	籠岩川	平成24年9月19日	南会津西部漁協	支流を含む。(平成24年5月31日に国から出荷制限の指示があったもの)
	只見川	平成26年8月25日	只見川漁協、野尻川漁協	本名ダムから上田ダムの間(支流を含む。)(平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
	只見川	平成26年12月11日	只見川漁協 阿賀川漁協	只見川のうち上田ダムの下流(支流を含む。)(平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
	日橋川	平成27年1月14日	阿賀川漁協 会津漁協	日橋川のうち金川発電所の下流(支流を含む。ただし東山ダムの上流を除く。)(平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの) ※大塩川については大塩川で記載
	大塩川	平成27年1月14日	阿賀川漁協	支流を含む。(平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
	酸川	平成27年9月30日	猪苗代・秋元漁協	支流に限る。(平成24年4月12日に国から出荷制限の指示があったもの)
ウグイ	秋元湖	平成31年3月14日	猪苗代・秋元漁協	秋元湖及びこれに流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)(平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
	只見川	平成26年10月24日	伊北地区漁協 南会津西部漁協 檜枝岐村漁協	只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし只見ダムの上流を除く。) ※伊南川については伊南川で記載 (平成24年5月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
	伊南川	平成26年10月24日	南会津西部漁協 檜枝岐村漁協	支流を含む。(平成24年5月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
	猪苗代湖	平成29年4月27日	猪苗代・秋元漁協	猪苗代湖及びこれに流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流並びに酸川との合流点から上流の長瀬川を除く)(平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
コイ	日橋川	平成29年4月27日	該当漁協なし	日橋川のうち金川発電所の上流(支流を含む。)(平成24年4月24日に国から出荷制限の指示があったもの)
	阿武隈川	令和元年12月3日	阿武隈川漁協	支流を含む。(平成24年5月31日に国から出荷制限の指示があったもの)
	阿武隈川	令和元年8月28日	阿武隈川漁協	支流を含む。(平成26年9月16日に国から出荷制限の指示があったもの)
フナ	阿賀川	令和元年12月3日	阿賀川漁協 会津漁協 西会津漁協	阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)(平成24年4月27日に国から出荷制限の指示があったもの)
	阿賀川	令和元年12月3日	阿賀川漁協 会津漁協 西会津漁協	阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)(平成24年4月27日に国から出荷制限の指示があったもの)
ヤマメ	久慈川	平成25年7月30日	久慈川第一漁協	支流を含む。(平成24年6月7日に国から出荷制限の指示があったもの)
	酸川	平成27年9月30日	猪苗代・秋元漁協	支流に限る。(平成24年4月5日に国から出荷制限の指示があったもの)
	秋元湖	平成31年3月14日	猪苗代・秋元漁協	秋元湖及びこれに流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)(平成23年6月6日に国から出荷制限の指示があったもの)

5 県の採捕自粛要請を解除した魚種、河川・湖沼及び関係漁協

魚種	河川・湖沼名	解除月日	関係漁協	備考
ウグイ	久慈川	平成25年5月15日	久慈川第一漁協	支流を含む。(平成24年3月15日に県から平成24年4月1日以後の採捕自粛を要請していたもの)
ヒメマス	沼沢湖	平成28年3月30日	沼沢漁協	流入河川を含む(平成24年3月28日に県から平成24年4月1日以後の採捕自粛を要請していたもの)

II 養殖

魚種	市町村名	適用月日	指示・要請	備考
ホンモロコ	川内村	平成23年7月20日	県(要請)	
ドジョウ	郡山市	平成24年6月20日	県(要請)	



—指示後—

指 示

令和元年12月3日

福島県知事

内堀 雅雄 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和元年9月5日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、双葉町、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、双葉町、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村（平成24年6月

—中 略—

塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村及び葛尾村において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4 4. 福島県葛尾村において産出されたふきについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4 5. 福島県桑折町、檜葉町及び天栄村において産出されたふき（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4 6. 福島県福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、檜葉町及び葛尾村において産出されたふきのとう（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4 7. 福島県伊達市、南相馬市、川俣町、檜葉町、鮫川村及び葛尾村において産出されたわらびについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4 8. 福島県福島市、二本松市、喜多方市、いわき市及び広野町において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

4 9. 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されたこもんかすべについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

5 0. 真野川（支流を含む。）及び新田川（支流を含む。）において採捕されたあゆ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

5 1. 小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）並びに福島県内の阿武隈川（支流を含む。）において採捕されたいわな（養殖

により生産されたものを除く。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

⑤ 2 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（支流を含む。ただし、酸川との合流点から上流の部分に限る。）並びに真野川（支流を含む。）において採捕されたうぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

5 3. 福島県内の阿武隈川（支流を含む。）において採捕されたうなぎについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

⑤ 4 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）並びに長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）において採捕されたこい（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

⑤ 5 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）、真野川（支流を含む。）並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕されたふな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

5 6. 新田川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係事業者及び住民等に要請すること。

5 7. 猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。ただし、酸川（支流を含む。）及び酸川との合流点から上流の長瀬川（支流を含む。）を除く。）、太田川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）並びに福島県内の阿武隈川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

5 8. 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された

— 後 略 —

(参考)



—指示前—

指 示

令和元年9月5日

福島県知事
内堀 雅雄 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和元年8月28日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、双葉町、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、双葉町、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。）及び飯舘村（平成24年6月

—中 略—

埜町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、北塩原村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村及び葛尾村において産出されたたらのめ（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

44. 福島県葛尾村において産出されたふきについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

45. 福島県桑折町、檜葉町及び天栄村において産出されたふき（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

46. 福島県福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、檜葉町及び葛尾村において産出されたふきのとう（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

47. 福島県伊達市、南相馬市、川俣町、檜葉町、鮫川村及び葛尾村において産出されたわらびについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

48. 福島県福島市、二本松市、喜多方市、いわき市及び広野町において産出されたわらび（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

④9 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域において漁獲されたこもんかすべ及びびのすがいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

50. 真野川（支流を含む。）及び新田川（支流を含む。）において採捕されたあゆ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

51. 小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）並びに福島県内の阿武隈川（支流を含む。）において採捕されたいわな（養殖

により生産されたものを除く。)について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

⑤ 2) 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、長瀬川（支流を含む。ただし、酸川との合流点から上流の部分に限る。）、真野川（支流を含む。）並びに福島県内の阿武隈川（支流を含む。）において採捕されたうぐいについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

5 3. 福島県内の阿武隈川（支流を含む。）において採捕されたうなぎについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

⑤ 4) 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）並びに長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）において採捕されたこい（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

⑤ 5) 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、長瀬川（酸川との合流点から上流の部分に限る。）、真野川（支流を含む。）並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）において採捕されたふな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

5 6. 新田川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、摂取を差し控えるよう、関係事業者及び住民等に要請すること。

5 7. 猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。ただし、酸川（支流を含む。）及び酸川との合流点から上流の長瀬川（支流を含む。）を除く。）、太田川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。）、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）並びに福島県内の阿武隈川（支流を含む。）におい

— 後 略 —

